

武雄市公示第 54 号



武雄中学校屋内運動場改築工事について、建設工事共同企業体による指名競争入札を実施しますので、入札参加資格申請及び受付の期間等を次のとおり公示します。

平成 27 年 4 月 10 日

武雄市長 小 松 政



1 工事に関する事項

- (1) 工 事 名 武雄中学校屋内運動場改築工事
- (2) 工事場所 武雄市武雄町大字富岡 11606 番地
- (3) 工事概要 建築一式工事

R C 造 2 階建て金属板葺き 延べ床面積：1657.19 m²

(アリーナ：1063.5 m² ステージ：64.13 m² 卓球場：169.81 m²

体育準備室：26.53 m² 更衣室・便所：30.87 m² 倉庫：67.97 m²

放送室：5.25 m²)

建築工事

(仮設、土、杭、鉄筋、型枠、コンクリート、鉄骨、防水、石、タイル、木、屋根、金属、左官、建具、塗装、内外装、仕上げユニット工事)

- (4) 予定工期 武雄市議会の議決日の翌日から平成 28 年 3 月 8 日まで

2 共同企業体に関する事項

- (1) 構成員の資格要件 (平成 27 年 4 月 1 日現在における資格要件)

① すべての構成員が次の各号の資格要件を満たすものとする。

(ア) 武雄市建設工事入札参加者の資格に関する規則第 3 条の要件を備えた者であること。

(イ) 佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則第 2 条第 3 項により、平成 27・28 年度における建築一式工事の A 級の決定を受けた者であること。

(ウ) 杵藤土木事務所管内 (旧武雄事務所管内に限る) に本店を有する者であること。

(エ) 建築一式工事に係る監理技術者資格者証を有する監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

(オ) 武雄市建設工事の請負に係る指名停止等の措置要領による指名停止を、当該工事の入札参加申請書提出期限日から入札の日までの間に受けていないこと。

② 共同企業体の代表者は、次の要件を満たすものとする。

(ア) 建築一式工事について、建設業法第 15 条の規定による特定建設業の許可を有する者であること。

(イ) 武雄市内に本店を有するものであること。

(ウ) 元請(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 30%以上の場合に限る。)として平成 17 年 4 月 1 日以降に完了した主要な用途が体育館等の用に供する建物で、1 棟の延べ面積が 1,000 m²以上の新築、増築、改築工事の実績を有すること。

※体育館等の用に供する建物とは、体育館、学校など、又は建築基準法別表第一(一)から(四)までに定める用途に供する施設です。ただし、共同住宅を除く。

(2) 構成員の数

2 者とする。

(3) 出資比率

すべての構成員が 30%以上の出資比率であること。

(4) 存続期間

① 当該工事の契約相手方となった者

当該工事に係る請負契約の履行後 3 箇月を経過する日まで

② 当該工事の契約相手方とならなかった者

当該工事に係る請負契約の相手方が確定する日まで

3 入札参加申請書及び提出資料

(1) 資格審査申請書(共同企業体)

(2) 建設共同企業体協定書

(3) 共同企業体編成表

(1) ~ (3) 袋綴じ

(4) 配置予定技術者調書【保険証及び管理技術者の資格証明書の写し】

(5) 同種工事の施工実績調書

(6) (4)、(5)に係る施工実績を証する書類

【契約書、建築確認申請書(全面)又は財団法人日本建設情報総合センターが発行した登録内容確認書(コリンズ)の写し】

4 提出期限及び提出場所

(1) 提出期限及び時間 平成 27 年 4 月 17 日(金) 16 時まで

(2) 提出場所 武雄市政策部財政課契約係

5 指名業者の決定

- (1) 提出資料の審査結果を基に、本市の指名基準により武雄市建設工事入札参加者資格審査委員会において指名業者を決定する。
- (2) 指名した者に対しては、入札の通知を行う。
- (3) 指名されなかった者に対しては、非指名通知書によりその理由を通知する。

6 その他

問合せ先 武雄市政策部財政課契約係 電話 0954 (23) 9320